

愛南町消費活性化支援事業（マイナンバーカード特典）
プレミアム商品券

取扱店舗 募集要項

愛南町商工会

2022年7月

◆事業の趣旨

マイナンバーカードの取得者に対し愛南町の店舗で使用できる「プレミアム商品券」(以下「商品券」という。)を配布することで、マイナンバーカードの交付を促進させるとともに、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少している地元事業者への支援を図ることを目的とする。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名 称 消費活性化支援事業 (マイナンバーカード特典)
- (2) 発 行 者 愛南町
- (3) 発 行 額 総額 16,000 万円
- (4) 発 行 内 容 総数 16,000 冊
(1冊 10,000 円、額面 500 円×20 枚綴り、愛南町内全店舗共通券 14 枚、
小型店舗用地域券 6 枚)
- (5) 利 用 期 間 令和 4 年 9 月 1 日 (木) ~ 令和 4 年 12 月 31 日 (土)
- (6) 配 布 方 法 令和 4 年 8 月 31 日までにマイナンバーカードを取得している者 各個人に郵便により商品券を配布する。
令和 4 年 9 月 1 日以後に取得した者 マイナンバーカード交付時又は転入手続時に合わせて配布する。
- (7) 配 布 対 象 者 愛南町に住民登録があり令和 4 年 9 月 30 日までにマイナンバーカードの交付を申請し、同年 12 月 23 日までに取得している者
- (10) 配 布 数 1 人 1 冊
- (11) 利 用 店 舗 愛南町内に事業所及び店舗を有する事業者とし、町税等の滞納がなく、確定申告、その他法令を遵守している小売業、飲食業、宿泊業及びサービス業を営む店舗

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 愛南町マイナンバーカード普及プレミアム商品券は、愛南町内の取扱店舗で利用可能です。
 - 商品券は物品の販売又はサービス (役務) の提供などの取引において利用可能です。
 - 商品券と現金の交換は禁止しています。
 - 商品券額面以下の利用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
 - 不足分は現金等で受け取ってください。
 - 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合 (特売品など) は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
 - 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
 - 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- ※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入
- 電子マネーへの入金（チャージ）
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- インターネットや通販などによる買い物に対する支払
- 税金、振込手数料、公共料金等（電気・ガス・水道料金等）への支払い
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払い
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医療品を含む）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 商品券の交換又は売買

4. 登録資格

愛南町内に事業所及び店舗を有する事業者とし、町税等の滞納がなく、確定申告その他を遵守している愛南町内の店舗等に限り商品券を利用可能とする。なお、小型店舗用地域券については、大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター等を除く事業者を対象とする。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③上記3.「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④愛南町の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（取扱店舗登録ステッカー及びポスター）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

②消費者が利用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。

なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨商工会にも報告してください。

③商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。

④登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

⑤商品券の交換及び売買は行わないでください。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

愛南町商工会本所で登録手続きを行っています。

この「募集要項」に同意のうえ、新聞折込又は、商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。

申請時には、次のものが必要となります。

・申請者の印鑑（あらかじめ「取扱店舗登録申請書兼誓約書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。

・通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類（入金指定口座となります。）

※大型店やチェーン店は支店など店舗ごとに申請してください。

(2) 申込期間

令和4年7月25（月）～ 令和4年8月5日（金）

(3) 取扱店舗登録料

「愛南町マイナンバーカード普及プレミアム商品券」についての取扱店舗の登録料は無料です。

(4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書兼誓約書」をその場で審査し、取扱店舗として登録します。

登録次第、取扱店舗登録証ステッカー、ポスター及び換金申請書等をお渡しします。

(5) その他

取扱店舗向け「取扱店舗用運営マニュアル」を作成し、ホームページに掲載します。

7. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

8. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

商工会に商品券及び次の書類を添えてお申込みください。

- ・換金申請書
- ・使用済商品券

持ち込みは、各持ち込み期限内に原則1回とします。

なお、持ち込みの期限は月曜日から金曜日（土・日曜日・祝祭日・12月29日（木）～1月3日（火）を除く）の午前9時～午後5時までとします。

回数	商工会窓口への持ち込み期限	振込予定日
1	9月1日（金）～9月15日（木）	9月20日（火）頃
2	9月16日（金）～9月30日（金）	10月5日（水）頃
3	10月3日（月）～10月14日（金）	10月20日（木）頃
4	10月17日（月）～10月31日（月）	11月4日（金）頃
5	11月1日（火）～11月15日（火）	11月21日（月）頃
6	11月16日（水）～11月30日（水）	12月5日（月）頃
7	12月1日（木）～12月15日（木）	12月20日（火）頃
8	12月16日（金）～12月28日（水）	1月5日（木）頃
9	1月4日（木）～1月13日（金）	1月20日（金）頃

・換金請求期間は、令和4年9月1日（金）～令和5年1月13日（金）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

・換金方法等の詳細については、取扱店舗登録時にお渡しする「取扱店舗用運営マニュアル」を準用いたしますのでご覧ください。

9. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・「商品券の使えるお店」として、店舗の名称、所在地、電話番号、業種等をパンフレットや愛南町商工会のホームページなどで広報します。

【問合せ先】

団体名	郵便番号	所在地	TEL
愛南町商工会	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城 2298-1	0895-73-0700

